

男女共同参画推進のための方針等

部局名 生体防御医学研究所

1. 男女共同参画推進のための方針について

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 生体防御医学研究所のホームページ（HP）に設置した男女共同参画推進コーナーにおいて、研究所の男女共同参画についての基本方針を掲載し、就学・就業支援をはじめとした男女共同参画関連の情報を提供することで、学生および教職員における男女共同参画社会への意識を醸成するとともに、仕事と生活の調和に関する意識啓発に努める。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 仕事と生活の調和を図るため、適正な修学・就業時間を遵守するとともに、年次有給休暇の計画的取得や夏季休暇等の連続取得を進める。
- ・ 教職員を対象とした研修会（FD）を適宜開催し、学生および教職員の就学・就業環境の維持とハラスメントの防止に努める。
- ・ ハラスメント防止・対策に関する情報提供をHPで行うとともに、学生および教職員が働きやすい就業環境の整備を行う。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ 男女共同参画やジェンダー学の視点を持った人材育成に努める。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 女性教員比率現状 13.6%（5月1日現在の内訳：教授0名、准教授1名、助教5名）を平成33年度までに15%以上（内訳：教授・准教授で合計2名以上、助教5名以上）とすることを目標とする。
- ・ 新規採用教員のうち女性の占める割合を平成32年度までには、25%に増加させる。

2. 具体的な取組とその実施計画について

※該当する項目に取組とその実施計画を記載ください。

(1) 男女共同参画の発展と情報発信

- ・ 平成28年度に男女共同参画推進委員会を設置し、FDにおいて「男女共同参画」について研修会を実施する。以後毎年開催する。

(2) 仕事と生活の調和、修学・就業環境の整備

- ・ 男女別のトイレ・シャワー室を改修するとともに、休憩室などを整備する。

(3) 国際的視点を含めたダイバーシティを尊重する教育・研究の推進

- ・ キャリアパスセミナーや若手研究者育成フォーラムなどを適宜開催する。

(4) 立案及び決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 平成32年度を目処に教授・准教授で合計2名以上の女性教員の採用を実現し、立案及び決定過程への男女共同参画を推進する。
- ・ 各分野の女性教員比率がほぼ均等に向上するよう6年間の採用計画を立て、平成33年度には女性教員比率が15%以上となるようにする。

（平成28年9月）